

# 整備管理者制度が改正されます。

## 整備管理者の外部委託は禁止

自動車運送事業者にとっては、自企業外の者を整備管理者に選任することが原則禁止されます。

(平成19年9月10日の改正通達の施行日より前に既に外部委託を行っている場合は、平成21年9月9日まで外部委託を継続することができます。)

ただし、委託先がグループ企業(登記簿、営業報告書等で確認します。)である場合には、以下の条件を満足している場合に限り外部委託が認められます。

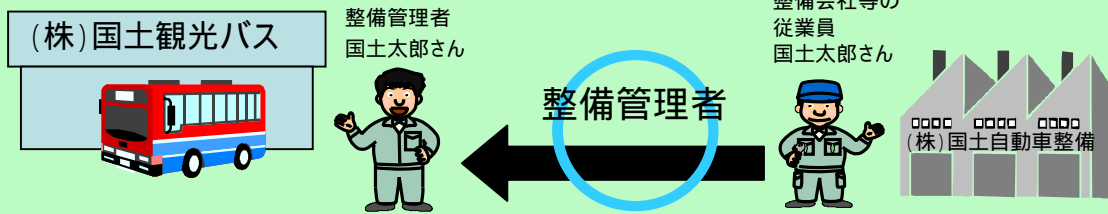
グループ企業が一体となって輸送の安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。

外部委託することについて、受託者及び受託者の雇用者又は事業場責任者が同意・承認していること。

整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に係わる事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。



一定の要件を満たすグループ企業内



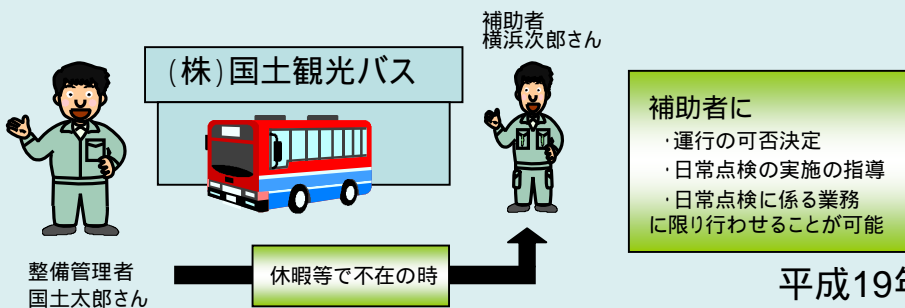
注) 自家用車(レンタカーを含む。)については、従来どおり一定の要件の下、外部委託は認められます。

平成19年9月10日から施行

## 整備管理者の補助者の扱いを明確化

整備管理者が休暇等で不在の時は、補助者に業務を行わせることができます。

ただし、整備管理規程に業務の執行に係る基準を定め、これに基づきあらかじめ補助者を選任しておく必要があります。行わせることができる業務は、運行の可否決定、日常点検の実施の指導、等の日常点検に係る業務に限ります。

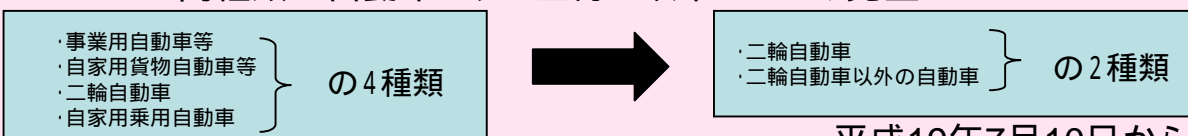


平成19年9月10日から施行

## 資格要件(実務経験の自動車の種類の区分)の見直し

資格要件を、整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務経験を有し、選任前研修を修了した者とする場合

・同種類の自動車とする区分を以下のとおり見直し



平成19年7月10日から施行

## 日常点検結果の記録及び整備管理者への報告の実施

(参考)

### 日常点検表 (大型車の例)

登録番号又は車番 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 天候: \_\_\_\_\_

運転者(点検者)名 \_\_\_\_\_ 整備管理者  運行管理者

#### 日常点検項目

点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジンルーム	冷却水の量(※)		ブレーキ	踏みしろ及び効き	
	ファンベルトの張り具合、損傷(※)			ブレーキ液の量	
	エンジンオイルの量(※)			空気圧力	
車両の周り	灯火装置・方向指示器		運転	バルブからの排気音	
	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷			駐車ブレーキ・レバーの引きしろ	
	ディスク・ホイールの取付		座席	ウインドウウォッシャー及び噴射状態(※)	
	空気圧			ワイパーの払拭状態(※)	
	タイヤ	亀裂・損傷	原動機	かかり具合・異音(※)	
		異状・摩耗		低速及び加速の状態(※)	
	溝の深さ(※)				
バッテリー	液量(※)		運行において異状が認められた箇所		
エア・タンク	漏水		注: (※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。		

#### 自主点検項目等

点検項目	点検内容	良・否
その他	チャート紙の装着	

#### 不良箇所及び処置

箇所名	処置

日常点検及び運行の可否決定を適切に行うためには、整備管理者が日常点検結果の履歴を管理し、それに基づいて運行可否の決定及び日常点検実施者の指導を実施することが必要。

日常点検を実施した際には、その結果を点検実施者が記録したうえで整備管理者に報告するとともに、整備管理者はその記録の保存・管理に努めること。  
(例: 日常点検表の作成、保存・管理)



平成19年9月10日から施行

## 定期点検整備の実実施計画及び点検整備記録簿の営業所への保存

定期点検整備の実実施計画は、点検整備を実施した旨をその年月日等の情報とともに記載し、営業所において保存すること。

点検整備記録簿の写し又は電子的記録等のこれと同等と認められるものを営業所において保存すること。

平成19年9月10日から施行

## 参考

### 自家用自動車(レンタカーを含む。)の整備管理者を外部委託する場合の基準

自家用自動車の整備管理者の外部委託は、従来どおり、管理体制が以下の全ての条件に適合する場合に認められます。

- ・兼職する業務内容が整備管理規程等により明確であり、かつ、兼職することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること。
- ・兼職に係わる事業者間の距離が、それぞれの業務を行うに支障とならないこと。
- ・整備管理者が外部委託されている場合には、道路運送車両法施行規則第32条に定める業務のうち運行可否の決定、定期点検整備の実実施の計画の策定、定期点検整備記録簿等の管理、自動車車庫の管理並びに運転者等に対する指導監督について整備管理者を補助し、連携して車両管理を行う、自企業の所属職員による整備責任者を設けていること。
- ・整備管理者が外部委託されている場合には、委託先の事業主との間に取り交わされた業務委託の内容、責任等の内容が整備管理規程に明文化されていること。

平成19年7月 関東運輸局